

青森県漁業調整規則新旧対照表

改正案	現 行
第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 略 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項（同項の表の第二号を除く。）若しくは第三項から第五項まで、第四十条、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条の規定に違反した<u>とき</u>。 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項の規定又は第四十六条第三項の規定により付けた条件に違反した<u>とき</u>。 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十五条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく命令に違反した<u>とき</u>。 2 略 第五十九条 第二十五条第一項(第四十八条第十項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項、第三十五条第一項、第三十七条第二項、第四十四条第一項又は第四十八条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。	第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 略 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の<u>懲役</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項（同項の表の第二号を除く。）若しくは第三項から第五項まで、第四十条、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条の規定に違反した<u>者</u>。 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項の規定又は第四十六条第三項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u>。 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十五条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u>。 2 略 第五十九条 第二十五条第一項(第四十八条第十項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項、第三十五条第一項、第三十七条第二項、第四十四条第一項又は第四十八条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。